

## 土木森林環境委員会会議録

日時 令和7年3月6日（木） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後 3時55分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 桐原 正仁  
副委員長 石原 政信  
委員 浅川 力三 卯月 政人 小沢 栄一 向山 憲稔  
寺田 義彦 清水喜美男 名取 泰

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

林政部長 入倉 博文 林政部次長 小澤 浩  
林政部技監 岸 功規 林政部参事（企画調整主幹事務取扱） 金丸 悟  
森林政策課長 渡邊 文昭 森林整備課長 伊川 浩道  
林業振興課長 堀内 直 県有林課長 江俣 尚厚  
治山林道課長 山口 義隆

環境・エネルギー部長 齊藤 武彦 環境・エネルギー部次長 保坂 一郎  
環境・エネルギー部技監（環境整備課事務取扱） 中川 直美  
環境・エネルギー部参事 村松 修一  
環境・エネルギー政策課長 大森 栄治 大気水質保全課長 野中 俊宏  
自然共生推進課長 小野 富夫

県土整備部長 秋山 久 県土整備部理事 寺沢 直樹  
リニア推進監 渡辺 和彦 県土整備部次長 石川 英仁  
県土整備部技監 立川 学 県土整備部技監 若尾 洋一  
総括技術審査監 蛸原 秀典 県土整備総務課長 柏原 隆仁  
建設業対策室長 藤森 淳 リニア整備推進室長 吉野 一郎  
技術管理課長 殿岡 徳仁 道路整備課長 保坂 和仁  
高速道路推進課長 新藤 祐一 道路管理課長 内藤 広  
治水課長 山川 秀人 下水道室長 金子 英人  
砂防課長 山本 佳敬 都市計画課長 五味 勇樹  
景観まちづくり室長 吉野 正則 建築住宅課長 武藤 勉

住宅対策室長 米山 文人      営繕課長 久保 正樹

議題

（付託案件）

- 第 4 号 山梨県雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例制定の件
- 第 5 号 山梨県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例制定の件
- 第 15 号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第 20 号 山梨県建築基準法施行条例及び山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例中改正の件
- 第 21 号 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例中改正の件
- 第 23 号 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例廃止の件
- 第 42 号 林道事業施行に伴う市町村負担の件
- 第 43 号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件
- 第 44 号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- 第 45 号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- 第 46 号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- 第 47 号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件

（調査依頼案件）

- 第 24 号 令和7年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のものと及び第4条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
- 第 25 号 令和7年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
- 第 32 号 令和7年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 第 38 号 令和7年度山梨県流域下水道事業会計予算

審査の結果            付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

会議の概要            まず、委員会の審査順序について、林政部、環境・エネルギー部関係、県土整備部関係の順により行うこととし、午前10時から午後0時9分まで、途中休憩をはさみ、午後1時13分から午後2時41分まで林政部及び環境・エネルギー部関係、休憩をはさみ、午後3時から午後3時55分まで県土整備部関係の調査依頼案件の説明を受けた。

                         県土整備部関係については、3月7日に引き続き審査を行うこととした。

主な質疑等    林政部、環境・エネルギー部関係

※調査依頼案件

※第24号 令和7年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの  
及び第4条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（地すべり防止費について）

小沢委員

まず林の28ページ、地すべり防止費について伺います。

今回、債務負担行為を計上しまして、事業を積極的に進めているように見えますけれども、そもそも地すべり防止事業とはどのような事業なのか、具体的に説明をお願いいたします。

山口治山林道課長

地すべり防止事業は、地すべりが発生している、またはそのおそれが高いとして指定された地すべり防止区域において、地すべり対策工事を行い、人家や道路、学校等の公共施設、農地等を保護するための事業であります。

工事内容は、地すべりの要因となる地下水を排除するための井戸の掘削や、不安定な土砂を除去する排土、地すべりの動きを止めるための杭やアンカー設置などがあります。

小沢委員

今、アンカーの設置等と言われたのですが、工事の概要について説明をお願いいたします。

山口治山林道課長

当該箇所ですけれども、地すべり防止区域に指定されている上野原市大曾根地内において、県道の路面で亀裂が発生するなど、地すべり現象が確認されたことから、その要因となっている地下水を排除するため、井戸を掘って水を抜く集水井工を計画しております。

具体的には、深い縦井戸を掘り、井戸周辺から地下水を集めるため、集水ボーリング孔と呼ばれるたくさんの穴のついた細い管を設置し、集めた地下水を排出するための排水ボーリング孔と呼ばれる水抜き管を設置するものです。

これにより、地すべりの動きを抑制することができます。

小沢委員

では、今回の工事は、なぜ工期が2か年にまたがり、債務負担行為が必要となったのか、その理由をお願いします。

山口治山林道課長

当該工事では、集水井工という工法が、先ほども説明しましたように、集水井、集水ボーリング、排水ボーリングが一体となり機能を発揮する工法になります。

一連の作業が不可分な工事となるため、施工期間が13か月を要します。このため、単年度の施工が困難なことから、2か年の債務負担行為として工事を執行することといたしました。

小沢委員

地すべり防止事業としての対応、債務負担行為の必要性についても理解をいたしました。地すべりが発生すると、甚大な被害をもたらすこととなりますので、これからも

地域住民の安全安心を確保すべく、激甚化する山地災害に向けた万全の対応をお願いいたします。

（ツキノワグマ生息数のモニタリング調査費について）

続けて、環の22ページ。特定鳥獣害保護管理費の1の（5）ツキノワグマ生息数のモニタリング調査費についてお伺いします。

令和6年度のツキノワグマの出没目撃件数が過去最多を更新した今年度、県では人身災害を防ぐため、Xによる注意喚起や熊出沒マップの公開など、対策を強化されてきたことは承知しております。

今のところ、幸いにも本県では重篤な人身被害は発生していませんけども、出沒目撃情報が多いことから、引き続き警戒が必要だと感じております。

そこで、まず本県の熊出沒の目撃状況についてお伺いします。

小野自然共生推進課長 ツキノワグマの出沒目撃状況につきましては、令和元年度に246頭と、それまでの過去最多を記録して以降、100頭台で推移してきておりましたが、昨年度、令和5年度に206頭と増加に転じまして、本年度は令和7年の2月末日現在で345頭となっております、過去最多を更新している状況でございます。

小沢委員 かなり増えている状況だと思いますが、本調査の目的についてお伺いします。

小野自然共生推進課長 本年度ツキノワグマの出沒と目撃の件数が過去最多の状況となっておりますが、実際に生息数が増加しているのか、それとも人の生活圏に何度も出沒するアーバンベアが増加しているのか、明確な要因が不明な状況となっております。

前回の調査からも、既に5年が経過しておりまして、正確な生息実態に即した実効性のある保護管理を行うために、今回改めて調査を行うことといたしました。

小沢委員 5年も経過しているということで、人が住んでいるようなところまで下りてくると困るのですが、本調査について具体的にどのような手法で行われるのかお伺いします。

小野自然共生推進課長 ツキノワグマの最新の生息状況を把握するために、ヘア・トラップ法という手法によって調査を行う予定としております。

ヘア・トラップ法という手法は、まず、熊の生息地に有刺鉄線の囲いのトラップを幾つも設置いたしまして、蜂蜜などに誘引された熊が有刺鉄線上に残した体毛、体の毛を採取いたします。

採取した毛根のDNAを分析いたしまして、調査期間ごとに訪問個体を識別いたしまして、統計的な手法を用いて個体数を推計するものでございます。

こうした調査によりまして、生息状況の実態を把握してまいりたいと考えております。

小沢委員           この調査の結果を受けまして、ツキノワグマ対策にどのように生かしていくのかお伺いします。

小野自然共生推進課長   本県では、ツキノワグマの地域個体群の将来にわたっての存続と、人間とのあつれきの軽減を両立するため、本県独自にツキノワグマ保護管理指針を定めております。

現在の指針は、第5期目に当たりまして、令和8年度に終期を迎えることとなっております。

次期の指針の策定に当たりまして、来年度最新の生息実態を把握した上で、農林業被害ですとか人身被害の状況を踏まえる中で、令和8年度には専門家の意見を伺いながら、本県におけるツキノワグマの適正な保護管理施策を検討いたしまして、新たな指針に反映してまいりたいと考えております。

小沢委員           最新の实態の把握のために、生息状況調査が行われるということで、調査の進捗につきまして、しっかりと見守っていきたいと思います。何よりも、ツキノワグマによる人身被害を防ぐことが一番大切ではありますので、県民に情報発信とか注意喚起については、引き続きしっかりとお願いをしたいと思います。

（GX推進エコシステム創出事業費について）

向山委員           まず、環4ページのGX推進エコシステム創出事業費についてお伺いします。

グリーントランスフォーメーションにおきましては、この脱炭素化の機運が高まる中で、必須の事業だと思えますけれども、とりわけ県内、中小企業が99%を占める中で、この取組を先進的に進めていく必要があるかなと思います。

まず、中小企業が脱炭素化に取り組むメリットについてお伺いしたいと思います。

大森環境・エネルギー政策課長   中小企業が脱炭素化に取り組むメリットということで、まず省エネルギーに更新することによって、光熱費、燃料費などのエネルギーコストが削減されます。

今現在大企業でGXが進む中、取引先の維持、また新たな取引先の確保ということも考えられます。

また、環境に取り組むということで、有利な条件での資金調達が可能になる。また環境に優しい取組をするということで、自社の認知度が向上するとか、人材獲得力の強化が上げられるところでございます。

向山委員           今メリットについてお伺いしましたが、現状県内の中小企業はどのような取組をしているのか、実態をお伺いしたいと思います。

大森環境・エネルギー政策課長   現在、グローバルに展開する大企業を中心にGXの取組が進んでおります。国内ではサプライチェーン全体での脱炭素化も動きが加速し、こうしたことが中小企業に対してもさらなる取組が求められております。

そうしたことで、今後県内中小企業においても同様に対応が迫られることが見込ま

れるところですが、中小企業の方々は、取組の必要性は感じつつも、GXに関する専門人材をはじめ、必要な資金、情報の不足から具体的な取組に至っていないということが、全国的な調査で約8割を超えているという状況で、なかなか思うように着手できていないというのが実情でございます。

向山委員 今、御説明のありましたとおり、メリットと実態を踏まえた上で、本事業の目的というのはどのように考えているのか、お伺いします。

大森環境・エネルギー政策課長 GX専門人材の不足など、中小企業が抱える課題を解決するには、個々の企業の努力だけでは難しい側面がございます。また、一方で、日頃からそうした中小企業に深い関わりのある金融機関、商工団体、設備工事業者などにおいても、中小企業の取組をサポートする体制がないという実情があるということが分かりました。

こうしたことから、金融機関など関係機関が支援機関となりまして、自ら専門人材を育成し、中小企業を支援いただき、またその支援機関の中ではその育成した人材が、後進を育成する人材育成の循環の仕組みであるGX推進エコシステムを構築し、個々の企業のニーズに合わせた伴走支援を行う体制を整備してまいりたいと考えております。

この体制の下で、支援機関と県が役割を分担しながら、連携しまして、中小企業のGXの取組の面的な普及拡大を図り、地域の脱炭素化と地域経済の活性化を目指していきたいと考えております。

向山委員 目的を今お伺いしましたけれども、官民が連携して体制づくりに取り組むということの必要性があると思いますが、来年度の予算で4,725万6,000円という予算の中で、具体的な事業をどのように行っていくのかということをお伺いしたいと思います。

大森環境・エネルギー政策課長 本事業としては、支援人材の育成、伴走支援体制の整備、インセンティブの仕組みづくり、この3つを柱に取り組みたいと考えております。

まず、支援人材の育成につきましては、各支援機関においてGXの基本的な知識の習得、これは環境省のほうで認定されている脱炭素アドバイザー、これを獲得するためのオンラインの講座や実地研修を実施してまいりたいと考えています。

次に、伴走支援体制の整備につきましては、他県等の先行事例の研究、支援メニューの設計、支援機関相互の情報共有やCO<sub>2</sub>削減計画の策定に必要な支援ツールを整備してまいりたいと考えています。

最後にインセンティブの仕組みづくりにつきましては、CO<sub>2</sub>排出量の見える化ツールの導入や、脱炭素経営に向けた経営戦略の策定などを通じて、受注機会の確保につながるモデル事業の創出と普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

向山委員 まず、人材育成というところが重要ということで今回、大きなところがあると思いますが、実際に脱炭素化を推進するための担い手をこの予算で作っていくということと、伴走支援の中核となる体制をしっかりと構築して全県で取り組むということを理

解しました。

ただ1点、なかなか全体の脱炭素化というので、中小企業も頭では分かっていると思うのですが、今の物価高騰も含めて大変経営が厳しい中で、その中で脱炭素化をやってくれというのは結構ハードルが高い部分もあると思います。それを支える支援人材の方にも中小企業の方に十分理解をしてもらえるような取組をやっていただいて、地球全体を考えると避けて通れない分野だと思いますけども、明日の生活を考えるとそこまで手は回らない中小企業もいっぱいいると思いますので、そうしたところも支援機関、また金融機関等とも連携をしながら、インセンティブの話もありましたけれども、よりよい山梨独自のシステムを作っていただきたいなと思います。

そこについて一言いただきたい。

大森環境・エネルギー政策課長　今、委員おっしゃるとおり、地球温暖化を避けて通れない一方、それぞれ中小企業の皆様の経営もございますので、そこら辺は中小企業の皆様の意見も聞きながら、地球温暖化に向けた県としての取組を進めてまいりたいと考えております。

（地球温暖化防止活動推進員事業費について）

向山委員　あと2点お伺いしたいのですが、環3ページの地球温暖化防止活動推進員事業費が廃止になっているのですが、ここの内容についてお伺いしたいと思います。

大森環境・エネルギー政策課長　これは、地球温暖化防止活動推進員事業費の保険料で、昨年計上させていただいたものは複数年の保険料であるため、来年度は必要ないということで廃止ということで記載させていただいております。

（武田の杜管理費について）

向山委員　林の21ページ。武田の杜管理費についてお伺いしたいのですが、昨年の9月補正で価値向上費ということで519万円ほど計上して、今回は管理費だけになっていますけども、今年度中に早ければ全体構想の素案が出てくるのではないかなと理解をしていたのですが、ここら辺の取組と来年度に向けて、構想を実践に移していくのか、お伺いしたいと思います。

江俣県有林課長　武田の杜管理費につきましては、例年どおりの内容となっています。価値向上につきましては、12月議会において明許をいただいております、6月をめどに構想として練り上げる計画です。今年度につきましては若干スケジュール的に厳しいところもございまして、素案の概案的な形でお示しをしたいと考えております。

そのため、6月以降に必要な施設や体制整備について取り組んでまいらる予定でございます。

向山委員　6月をめどに構想が出た上で、その後必要な予算は、その後補正で肉づけしていくという理解でよろしいですか。

江俣県有林課長 そのとおりでございます。

向山委員 道の駅富士川、また小淵沢エリアもはじめ、国中の地域においても取組を進めて、甲府はこの武田の杜ということで、ぜひ森林環境を含めて、ほかの地域と連携を取った中でのよりよい構想にして、来年度予算の中で実行に移していただければと思いますので、よろしくお願いします。

（金川の森公園施設長寿命化対策事業費について）

寺田委員 引き続き県有林について、林の22ページ、金川の森公園施設長寿命化対策事業費についてお伺いしたいと思います。

金川の森は、一宮インター近くにある、平地にある森林公園ということで、広く県民に親しまれている公園だと承知しております。今回、この長寿命化対策事業費に6,700万円ほどの事業費が予算計上されておりまして、事業内容として電気設備改修工事等と記載されておりますけれども、具体的にはどのような工事を計画されているのか、まずお伺いいたします。

江俣県有林課長 こちらの施設につきましては、老朽化が進んでいることなどから、利用者の安全性や利便性の向上に向けた改修や更新などを行っているところでございます。

令和7年度でございますけれども、変電施設につきましては、定期点検で指摘を受けておりまして、こちらの改修を行うほか、経年劣化等が進んでいるあずまや、ベンチなどの更新、また公園内の歩道の再整備、再舗装などを行うこととしているところでございます。

これに加えまして、園内の外灯をLED化することでエネルギーコストの削減も図る計画です。

寺田委員 変電施設だけでなく、また老朽化に伴う様々な舗装をしていただくということでもありますけれども、金川の森には、今御答弁ありましたが、あずまやや遊具、トイレ、ターゲットバードゴルフ等様々な施設があると承知しています。これらの施設は、老朽化に伴っているため、安全をしっかりと確保して、利用者が快適に過ごせるよう、適切に管理していくことが重要だと思いますけれども、県の施設管理の方針についてお伺いしたいと思います。

江俣県有林課長 県では、公園施設の安全性の確保や、ライフサイクルコストの縮減などの観点から、公園施設長寿命化計画を策定しており、これに基づきまして、計画的に施設の改修であるとか、更新に取り組んでいるところでございます。

現計画でございますけれども、令和2年度を始期とする計画となっておりまして、既に本年度末で5年が経過することから、改めて施設の状況を把握するとともに、施設管理者や、御利用いただいている方々の御意見なども踏まえて、第3期の計画を策定しているところでございます。これに基づいて進めてまいりたいということでございます。

寺田委員            ということは今も長寿命化計画で、令和2年から2期の計画をやっているという理解で、次が第3期という御答弁だと思いますけれども、その策定に当たって、どういった施設の改修や更新を今後していくのか、具体的な計画の期間と考え方、またこれから対象になっている主な施設等を具体的に教えていただければと思います。

江俣県有林課長    次の第3期計画でございますけれども、こちらは、令和7年度から令和19年度までの13年間におきまして、事業の平準化を図りながら、必要な施設の改修や更新を行っていくこととしているところでございます。

                    計画作成に際しましては、施設の安全度であるとか、緊急度を総合的に判定いたしまして、優先順位をつけて決定することとしているところでございます。

                    次期の計画で目玉になるような主な施設でございますけれども、遊具であるとか砂場、乗り物広場のような子供に御利用いただいている施設に加え、インフォメーションセンターでもあるサービスセンターなども計画に加えているところでございます。

寺田委員            金川の森は、私も利用させていただいたりもしていますけれども、結構広いですし、自然もあったり、遊具やターゲットバードゴルフ、マウンテンバイクなど小さいお子様から高齢者の方が利用できる設備が、広い範囲であるので、来年度から第3期計画が始まりますけれども、ぜひ計画的な整備をしっかりとやっていただきたい。

                    そして、せっかくいいものでも事故が起きるとどうしても利用を控えますので、ぜひしっかりと取り組んでいただければと思います。

                    営業時間外でも、朝方、夕方、ウォーキングをされている方々もいらっしゃるので、そういった様々な利用者の方の利便性と安全性をしっかりと優先的に考えていただいて、適切な維持管理をしていただいて、よりこれからも県民に愛される公園にしていいただければと思います。

江俣県有林課長    ただいまいただきました御意見なども加味しながら、対応させていただきたいと思っています。

                    （緑の保全推進事業費について）

清水委員            林政部と環境・エネルギー部、それぞれ一つずつ質問させていただきます。

                    まず最初に、林政部の林の10ページ、緑の保全推進事業費についてお尋ねいたします。

                    今、大船渡で大変な緑の損失が発生しました。あれも、保全の内容によっては、その被害がかなり変わる。例えば、間伐材の処理とか、下草刈りの処理とか、そういうものがどのくらい保全できているかによって、かなり被害の程度が違うと思ってずっと見ておりました。

                    今回、この10ページに、緑の保全推進事業費として計上されていますけれども、山梨県が、この推進保全として、予防保全として、どのような具体的な事業内容をここに計上されているのかということについて、御説明をお願いいたします。

伊川森林整備課長 まず、本事業は、県内で企業、団体が行う森づくり活動によるCO<sub>2</sub>吸収量を県が認証する、やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub>吸収認証制度の運用に必要な経費を計上してございます。

具体的には、認証制度の実施や普及業務の事業費としまして、認証に当たり、有識者に意見を聴取する評価会議の開催や、委員の御質問がありました、広く森林を守っていくために、森林を整備保全していくためには、多様な主体による森づくりということが必要でございます。このため、企業や団体の行う森づくり、これに対する相談、受付等の業務、また普及啓発イベントの開催等を委託する経費としてございます。

次に、現地調査業務委託経費としまして、認証申請者からの申請内容を踏まえまして、この実施状況の現地調査やCO<sub>2</sub>吸収量の算定等の業務を、業務効率化の観点から委託する経費となっております。

清水委員

保全ですから、何かあったときに、もちろん木を植えて育てて、またそれを使うという、そのサイクルに乗せることが基本なのですが、今回の大船渡みたいな事件が起きたときに、それをいかに最小限に阻止するかということも、予防保全の中で大きなテーマだと思います。

ですから、日頃の間伐とか、下草刈りとか、そういったことがこの事業の中で展開されていると思いますけれども、しっかりお願いしたいと思います。

それともう1点、この中に、CO<sub>2</sub>吸収認証制度という制度があつて、これを推進するということが計上されておりますけれども、この認証制度の中身と、今までどういうことをやってきたのかということについて、お答えをお願いいたします。

伊川森林整備課長 本制度は、企業や団体が民有林などで実施する植栽ですとか、下刈り、間伐などの森づくり活動によって吸収されるCO<sub>2</sub>の量を認証することによりまして、多様な主体が森林の適切な整備を促進することを目的としまして、山梨県地球温暖化対策条例の制定に合わせまして、平成21年度に創設したものでございます。

認証に当たりましては、有識者で構成する評価会議で意見を聴取し、客観性と信頼性を確保した形で認証しておるところです。

また、認証したCO<sub>2</sub>の吸収量は、同条例に基づきまして、一定規模以上のエネルギーを使用している事業者が作成を義務づけられています温室効果ガスの排出抑制計画におきまして、企業のCO<sub>2</sub>排出量の相殺、いわゆるオフセットするものとして活用できるものでございます。

なお、これまでのCO<sub>2</sub>の吸収量でございますが、昨年度までの15年間で延べ232件、2,096トンでございます。

清水委員

今のお話で、平成21年からということなので、もう15年経過しているということで、それぞれ着実に実績が積み重なっているなどは感じております。

山梨県は78%が森林面積だということで、この森づくりをいかにきちんと遂行するかということは、山梨の有効な資産をいかに有効に活用するかということにまぎつながらるテーマだと思います。

もちろん、先ほどお話があったように、カーボンニュートラルにも物すごく貢献する内容でございます。これをきちんとすることが、緑立県山梨にもつながるということで、問題は、こうした制度及び実績を、今後若い世代も含めた山梨県民の風土づくり、あるいは機運の高まり、そういうところにいかに有効に結びつけていくかということがすごい重要だと思います。機運の高まりというのは、実はすごい難しいです。

その辺を、皆さんどのようなアイデアを持って、この事業を今後推進していこうとしているのか、そこについて回答をお願いいたします。

伊川森林整備課長 委員御指摘のとおり、機運の高まりということにつきましては、企業はもとよりSDGsへの貢献、さらには近年は環境や社会、企業の活動に対して評価するESG投資、こういったものの呼び込み、また会社の社員様の健康教育の機会など、やはり森づくり活動への関心の高まりを見せていると承知してございます。

この制度もそれを反映してか、昨年度は認証件数や認証量ともに過去最大となっております。こうした機運の盛り上がりをつかみ、さらに多くの企業や団体に多様な主体による森づくり活動に参加していただけるよう、県としましては認証を受けた企業を積極的に公表してまいります。

また、東京都内で、多様な主体による森づくりに関するフォーラムを開催しまして、東京圏に隣接する本県での森づくりを行う優位性や、本制度のPRをしてまいります。

また、企業等から森づくりに関する相談窓口を設置しまして、支援体制を強化するとともに、繰り返しになりますが、認証に必要な現地調査と吸収量の算定に係る業務を外部委託しまして、業務の効率化を図る中で、認証体制の整備を図ってまいります。

なお、委員の御意見がありました、若者、次世代に向けての森づくりの意義という部分につきましては、本制度を含む森林整備につきましては、やはり企業団体が行う森づくり活動におきまして、社員の皆様だけではなく地域住民が参加されるような場合もございます。

こうしたいろいろな機会を通して、森林整備を行うことによる多面的機能の発揮、公益性の確保といったことが伝わるよう、事業者のほうにも周知してまいりたいと思います。

清水委員 大変重要なことですが、なかなか風土づくりというのは難しく、時間もかかる。けれども、やれるまでやるとか、できるまでやるとか、そういった覚悟でぜひ今後も推進していただきたいと思います。

（やまなし水素エネルギー普及促進事業費について）

次に環境・エネルギー部について1つ質問させていただきます。

環の5ページにあります、やまなし水素エネルギー普及促進事業費4,300万円、これについて何点かお尋ねしたいと思います。

最初、部長のほうから水素戦略の強化をやるというすごい力強いお話がありまして、まさにそれに匹敵するテーマかなと思ひ、質問させていただきますけれども、まず、2050年のカーボンニュートラルに向けて、クリーンエネルギーの導入拡大につ

いて、どのような計画を進めていくのか、お答えをお願いいたします。

大森環境・エネルギー政策課長 県の地球温暖化対策実行計画におきましては、本県の特性を生かしたクリーンエネルギー中心の経済、社会、産業構造への転換を目指し、再生可能エネルギーについては、2020年度の実績を基に、2030年度の導入目標を設定しているところでございます。

具体的には、太陽光発電につきましては、まず太陽光の10キロワット未満につきましては、146メガワットから414メガワット、同じ太陽光として10キロワット以上の太陽光につきましては、555メガワットから814メガワット、あと中小水力につきましては、488メガワットから493メガワット、バイオマスについては、26メガワットから35メガワット、さらに水素につきましては、2030年度までに20メガワットのP2Gシステムの開発導入を目指しているところでございます。

清水委員 計画については承知いたしました。

今、山梨県は知事が折に触れ言っているのですけれども、水素立県山梨、環境立県山梨と、世の中にも、うたっているわけなのですけれども、この自他ともに目指す水素立県山梨、エネルギー立県山梨、環境立県山梨、これを実現するために、具体的に今、計画をおっしゃっていただいたのですけれども、どのように取り組んでいくのか、この点について御説明をお願いいたします。

大森環境・エネルギー政策課長 現在、東京でのグリーン水素の取引開始など、水素関連産業は、研究実証から実装へと移行しているところでございます。また、県内におきましても、グリーン水素を活用した加温機の導入など、カーボンフリー農業の実証に向けた研究も進んでおり、将来的には他の分野にも展開を考えております。

また、水素製造装置の設置など、周辺ビジネスに県内企業が参入できるよう、技術力の向上や人材育成を新たに支援していきたいと考えております。また、水素社会の実現に向けて、世界的な議論をリードすべく、国際シンポジウムの開催や、来るべき水素社会の姿と本県が担う役割を明らかにした上で、大局的な方針となる、先ほど委員がおっしゃいました水素社会実現戦略を策定してまいりたいと思っております。

こうした取組を通じまして、県内外の水素分野においてリーダーシップを発揮し、地球温暖化に貢献してまいりたいと考えております。

清水委員 最後に、先ほども緑のところで質問させてもらったのですけれども、県全体をこうした水素立県にするという風土づくり、あるいは機運づくり、これは物すごい重要だと思うのですよね。なぜかという、毎日毎日の生活の中にまさに密着したテーマでございいます。

今おっしゃった内容を今後、若い世代を中心にどのように普及啓発していこうとするのかがこの事業費の中に入っていると思うのですけれども、これについて御説明をお願いいたします。

大森環境・エネルギー政策課長 県内外の水素分野のトップランナーである本県の実践や水素エネルギーへの理解、関心を深めてもらうため、普及啓発イベントを毎年実施しているところでございます。

来年度におきましても、子供向けの水素燃料電池ワークショップや米倉山のラボツアーなどを実施してまいりたいと考えております。また、来年度、令和7年度につきましては、県立科学館において小中高生を対象に水素エネルギーの利活用を含む地球温暖化対策をテーマにした体験型のイベントを実施する予定でございます。

これらのイベントのほか、あらゆる機会を通じて水素エネルギーの魅力を発信し、若い世代の理解促進と意識醸成を図ってまいりたいと考えております。

清水委員

しっかりと推進をお願いしたいと思います。

今お聞きした内容は、山梨県のメインテーマで、富士五湖自然首都圏構想があつて、これを世界に向けて発信するんだという事業がスタートしています。まさにその中核をなすテーマにもつながると思うのですね、このテーマって。ですから、しっかりした実績がまさに世界へ発信できるという、そういう土台、フィールドづくりが今できつつありますので、そこにきちんと反映できるようにしっかりとひとつ推進をお願いしたいということで、意気込みを最後にお聞きして終わりたいと思います。

大森環境・エネルギー政策課長 この地球温暖化対策につきましては、環境・エネルギー部だけではできない問題でございまして、今おっしゃった自然首都圏の関係とか、農業、産業、企業局とも、県庁一体となって進めていかなければならないと思いますので、その辺は抜きかりなく、カーボンニュートラルに向けて、やれることは何でもやるという形で頑張つて進めていきたいと思っています。

（森林クラウドシステム機能改修経費について）

名取委員

まず、林の11ページですけれども、表の一番下にあります、マル臨で森林クラウドシステム機能改修経費についてですが、上の運用費については毎年計上されているのですが、この改修費が必要になっている内容を教えてください。

伊川森林整備課長 このマル臨森林クラウドシステム機能改修費でございますが、森林クラウドシステムは、需要から供給まで木材調達にかかるサプライチェーンを情報基盤の整備を行うとしまして、従来ありました、県が管理をしていました森林情報を管理する森林GISというシステム、これをインターネット環境の中で市町村や事業者が共有できるシステムとして構築をしているものでございます。

昨年度までにこのインターネットを利用しましたクラウドシステムの基幹部分の構築が完了しまして、7年度事業におきましては木材の流通加工生産の現場から木材の需要供給情報、これらを取り込むことを機能の追加、改修と書いてございますが、機能を追加して、これでシステムの完成を見るということになってございます。

（やまなし木の建築推進事業費について）

名取委員 次に、林の19ページです。一番上、マル新やまなし木の建築推進事業費でありますけれども、主な内容としては、新しく県産材の活用住宅を増やすための助成制度ということだと思います。

前年度には、県産材の供給システムの強化ということで、これは生産者、また製材加工業者、企業等に対しての支援だったのですが、今回補助先を市町村にしているわけですが、こういった点が違っているのか教えてください。

堀内林業振興課長 今年度の当初予算まで計上しておりました、今委員の御指摘がありました県産材供給システム強化対策事業費補助金という予算の中で、県産材製品を建築現場まで届けるサプライチェーンの強化を図っていくという目的で、先ほど委員からもお話ありましたが、山で伐採するところから製材加工、それから木材流通、さらには建築に携わる工務店などで構成する企業グループに対して、住宅などの建築物に県産材製品を供給してこういう取組に対して補助金の予算を執行してきたところでございます。

こちらの予算につきましては、令和元年度の補正予算に計上しましてから、令和6年度当初予算まで6年間執行してきました中で、そちらの事業に御参加いただいた企業グループというところが一定数になってきたというところから、ある程度サプライチェーンの強化が図られてきたというところから、令和7年度当初予算案からにつきましては、補助先は市町村としておりますが、市町村を経由しまして最終的な補助先は施主を想定してございます。施主の住宅取得を支援する中で、県産材利用を促進するというところで、この補助金を要求させていただいておりまして、具体的に施主に対し住宅への支援、県産材利用を促すことで、県産材の需要喚起を図ってきたいというところで本予算を要求させていただいているところでございます。

名取委員 サプライチェーンの強化が一定整ったので、今度はいよいよそれを消費するというか、個人のところで活用していただくところに補助をする流れになったということで理解をいたしました。

（水源地域緊急整備事業費について）

次に林の27ページです。ちょうど真ん中にあります水源地域緊急整備事業費ですけれども、前年比と比較して8,800万円ほど大きく増えていますので、なぜ増えたのか教えてください。

山口治山林道課長 今年度は、設計ということで測量費が予算計上されていたのですが、来年度は工事費も入ってきますので、金額が増えております。

（災害関連緊急治山費について）

名取委員 次に、林の28ページです。一番下にあります災害関連緊急治山費ですけれども、予備的計上ということなのですが、こちらの前年比較で大きく減っているわけですが、大丈夫でしょうか。理由を教えてください。

山口治山林道課長 国では、山地災害に対して防災減災対策を一層進めているところです。この予算は豪雨などで山地災害が起きたときに対応する費用なのですけれども、近年は山地災害がなかったため、過去にあった実績額を平均しまして、8,000万円を計上いたしました。差額につきましては今、国で進めている防災減災対策に充てております。

（地盤沈下調査費について）

名取委員 次に、環境・エネルギー部に移ります。

環の11ページを先に伺います。

中ほどに、地盤沈下調査費が盛られております。38地点で測量を行うとか、水位の13井戸で調査を行っているとかあるわけですが、これはこういったところで調査を行っているか教えてください。

野中大気水質保全課長 まず1級水準測量ですけれども、昭和50年代の初頭に甲府盆地内で大規模な地盤沈下の傾向が見られたということで、国と県などの水準点を、要するに一筆書きのように盆地内をめぐるようにして、簡単に言えば標高を測っているというものでございます。

一方、地下水の観測ですけれども、地盤沈下の主要な原因が地下水の過剰な採取ということで、これも昭和48年から主に盆地で、東は塩山、南は玉穂、田富、笛吹川と釜無川で囲まれた三角地帯を中心に、県内に10地点13の井戸を掘っておりまして、こちらについて水位を常時監視しているということでございます。

名取委員 この地下水の水位観測10か所、13井戸というのは盆地部ということの説明でしたけれども、盆地部においても地下水の影響で地盤沈下が起こる可能性があるということでしょうか。

野中大気水質保全課長 補足させていただきますと、13井戸のうち2か所は、大泉と河口湖にありますので、厳密には11井戸が盆地内ということになります。

もともと甲府盆地というものは、川の流れて土砂が堆積してできたような地形でございますので、地下水も豊富にある分、その水を抜くと地盤沈下しやすいということで、盆地が地盤沈下しやすい場所ということで調査をしているということになります。

（環境整備事業団経営支援補助金について）

名取委員 次に、環の14ページです。産業廃棄物最終処分場に係る予算ということで、まず中ほどの3番、環境整備事業団経営支援補助金についてですが、前年度で1,800万円ほど増えていますが、理由を教えてください。

中川環境・エネルギー部技監（環境整備課長事務取扱） 昨年度からの増加の要因ですけれども、一つは昨今の物価の高騰によるものということで増えているものと、もう一つはPFOS、PFOAの問題が明野処分場でありまして、それへの対応で増加している部分が主なものでございます。

名取委員           もう一度確認しますが、PFOS、PFOAへの対応というのはその検査を行う費用が増えているということですか。

中川環境・エネルギー部技監（環境整備課長事務取扱）   PFOS、PFOAで増えている分につきましては、今現在事業団で活性炭処理設備を置いてありまして、もともとはBODなどの有機物の処理をする施設でございましたけれども、それでPFOS、PFOAの除去ができるということです。けれども、かなり低い濃度のPFOS、PFOAを除去する関係で、交換の頻度などが変わってくることや、またホウ素塔とそれから活性炭塔のバランスというのですか、ホウ素を除去するためにホウ素塔で処理しているのですけども、そちらと活性炭塔の運転管理上、ホウ素塔の処理施設の方もPFOSの処理に伴って少し頻度を見直さなければならないということで、主に増えた分については維持管理のものでございます。

また、委員から御指摘のございましたPFOS等の検査の部分についてはPFOS、PFOAにつきましては処分場の排水基準にはないものですので、県が直接、県の予算で実施して御報告をさせていただくという形で、この中には入っておりません。

名取委員           令和6年度までの第4次改革プランが、結局達成できずに、今第5次プランですか、次期プランを作成中かと思うのですが、予定どおりこの3月末までに策定されるということでしょうか。

中川環境・エネルギー部技監（環境整備課長事務取扱）   現在、3月末までの策定に向けて準備を進めているところでございます。

（特定鳥獣保護管理費について）

名取委員           次に、環の22ページについて伺います。

中ほどにあります特定鳥獣保護管理費についてですが、その中でニホンジカの個体数の調整のための捕獲事業費、前年度で1,100万円ほど増えているわけですが、これは捕獲数を増やすということでしょうか。

小野自然共生推進課長   捕獲数は市町村で実施する管理捕獲に対する補助金がございます、その補助金の事業に対して、鹿の捕獲数を100頭増やしております。

実際、目標頭数1万8,000頭で今年度より2,000頭増やしているわけなのですが、中央線の臨時的な事業を繰越しでやっていますので、その分、捕獲頭数は2,000頭増やして、昨年度に比べて2,000頭増えている状況です。

名取委員           この事業の中では100頭増やしているということですか。

小野自然共生推進課長   この事業の中での捕獲頭数は100頭増えております。

（ニホンジカ利活用促進事業費、ジビエ供給拡大推進事業費について）

名取委員 次に環の23ページで、4番、5番にこのニホンジカの利活用、ジビエの活用ということで事業費があるわけですが、この事業費はいずれも前年比で減っております。前ページで捕獲数を増やすという方向性が示されているのですが、その利活用の予算を減らしてしまって大丈夫なのでしょうか。説明をお願いいたします。

小野自然共生推進課長 確かに捕獲頭数は増えている状況なのですが、実際、ジビエの対策につきましては、なかなか処理施設への搬入が予定どおり進んでおりませんので、その実績等を踏まえて予算を編成したところでございます。

名取委員 捕獲数を増やす一方で、逆に利活用の予算が削られるというのは、これはおかしいと思いますね。なかなか搬入の実績が進んでいないから、それに合わせるというのではなくて、捕獲数を増やすのであれば、いかに利活用を増やすかという方向で事業化をして予算化すべきじゃないでしょうか。その考えはおかしいと思うのですが、もう一度答弁してください。

小野自然共生推進課長 4番のニホンジカ利活用促進事業費ですとか、ジビエ供給拡大推進事業費については、国の交付金等を有効に活用して実施している事業でございますが、なかなか要望どおり交付金の配分も得られない状況となっておりまして、予算額が少し減少になったという状況でございます。

名取委員 答弁になっていないのですけれども、利活用を増やしていく方針は持っていますか、考えは持っていますか。

小野自然共生推進課長 実際ジビエの利用につきましては、活用の目標がございまして、令和2年度時点でジビエの活用率3.1%の状況だったんですが、昨年度は令和5年度で6.2%ということで順調に増えていっているところでございます。

この状況を継続的に進めてまいりたいと考えていますので、引き続きジビエの活用も推進していきたいと考えているところでございます。

名取委員 ならばなぜ予算を減らすのかということになるのですけれども、利活用を進めていくという方針であることは分かりましたので、これは今後この予算内でやるのではなくて、捕獲数も増やすわけだから、利活用数を増やしていくために今後補正予算などで対応していく考えがあるということでしょうか。

小野自然共生推進課長 引き続きジビエの活用に向けて取組を推進してまいりたいと考えております。

（武田の杜管理費について）

江俣県有林課長 先ほど向山委員から御質問のあった、武田の杜の価値向上につきまして、私のほうから12月に明許をいただいた旨答弁いたしました。正しくは9月でございました。

訂正をさせていただきます。

（ジビエ供給拡大推進事業費について）

桐原委員長 先ほどの名取委員のジビエの供給の推進事業費は減っているけど、活用は増えているというところで矛盾があるのじゃないかという部分で止まっているんですけど、この点についてどなたかお答えをお願いします。

齊藤環境・エネルギー部長 委員の御指摘はごもつもの部分がございます。ただ一方で限られた予算の中で有効的に鹿の駆除をしなければならないという中で、私どもといたしましては、来年度まずは1万6,000頭の捕獲目標数を1万8,000頭に引き上げるというところに注力したいと思っているところであります。

委員の御指摘のとおり、駆除された鹿について有効活用していくべきではないかと、我々も当然思っているところでありますので、ただ実績がいまいち伸びていないことも踏まえて、今回このような予算に編成したところでありますけれども、また今後猟友会等とも相談をしながら、また農政部とも相談をしながら、予算の在り方について検討してまいりたいと思っております。

名取委員 例えば利活用を増やすために、処理施設への搬入数を増やすことが必要になると思うのですが、そのためには搬入のための支援金を増額するとか、そういう考えだっていると思うのですよね。そのためには当然予算を上げなきゃいけないわけです。

だからちょっと今の説明だけだと矛盾しているままだなと思うのですが、先ほど利活用を増やしていくと、部長からもそういう答弁がありましたので、ぜひ今後補正予算の活用も含めて、利活用が進むように求めたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

## ※第25号 令和7年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

質疑

（恩賜県有財産について）

向山委員 恩賜県有財産ということで、富士急行の土地の部分がこの予算にどう反映されているのか、ここをまず確認をしたいと思います。

渡邊森林政策課長 貸付地につきましては、予算で言いますと、林の39ページでございますが、2つ目の丸の演習場交付金の中に、富士急行についても交付金の対象となっているところでございます。

向山委員 今争っている部分の、例えば承諾料、許諾料、そういったものはこの予算の中には、計上はしていないと考えていいのでしょうか。

渡邊森林政策課長 富士急行に対する6件の土地の貸付料につきましては、特別会計の歳入のほうに計上されております。具体的に申しますと使用料、手数料の中に入っております。

入倉林政部長 補足をさせていただきますけれども、承諾料につきましては、現在未確定ですので、当然予算のほうには載ってこないと。また、将来的に確定した場合は、当然のことながらそのときの予算に計上するということになります。収入のほうですね。

（県有林高度活用費について）

名取委員 林の38ページで伺います。

県有林高度活用費ですけど、これは研究会の開催ということなのですが、県有林の高度活用については、これまでもいろいろ言われるているわけですが、具体的な活用事例というか、それはどうなっているのでしょうか。

渡邊森林政策課長 高度活用に向けましては、昨年の4月に、恩賜県有財産管理条例の施行規則を改正しまして、高度活用を進める道を開いたわけですが、まずその中で、県内に所在します38か所の返還されました未利用地の活用として、その公募を進めていくこととしたところであります。

この研究会の開催の前提となります、新たな県有地の貸付というのはまだございません。

名取委員 研究会で研究していくということだと思うのですが、実績としてはまだ活用事例はないということですけども、どういった形で活用するか論じられていれば、内容や方向性を教えてください。

渡邊森林政策課長 新たな県有地の貸付につきましては、その可能性ですとかニーズにつきまして調査を進めてきたところであります。

ただし、具体的にどの地域のどの部分を貸付の対象にするかといったところまでは、まだ至っていない状況であります。

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第32号 令和7年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

質疑 なし

討論           なし

採決           全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※付託案件

※第15号           山梨県手数料条例中改正の件

名取委員           資料3ページで伺いますけれども、まず、条例改正の背景等で4つ四角がありまして、3つ目ですけれども、今年の4月1日にこの区域を指定するとあるわけですが、この規制区域はどんな基準で指定をされるのか教えてください。

伊川森林整備課長   まず、規制区域ですが、2種類ございます。1つは市街地、これは都市計画区域、または準都市計画区域といった市街地や市街地になろうとする区域、及びその周辺区域につきまして、宅地造成等工事規制区域として指定をいたします。これは県土の約40%がこの区域に該当します。

次に、この宅地造成等工事区域に対しまして、その周辺に位置しますエリアにつきまして、この宅地造成等工事規制区域に対して、その周辺で盛土、切土等が行われた場合に、被害を及ぼす影響のある区域、ここを特定盛土等規制区域といたします。

規制区域の指定に当たりましては、まず最初の宅地造成等工事規制区域につきましては、都市計画区域、準都市計画区域、さらに集落、県では3戸以上の人家が集まっているところを集落と見まして、そこを見込みます。

また、この集落に対して土砂等の流入のおそれがある周辺区域としましては、平地の場合であれば50メートル程度の区間をその宅地造成等区域に含めます。また斜面等がある場合につきましては、250メートル程度離れたところまで宅地造成等区域に指定をいたします。

この周辺に位置します特定盛土規制区域につきましては、この宅地造成等工事規制区域に影響を及ぼす範囲ということで、土砂災害等のおそれのある区域として指定されている区域を参考に指定いたします。

一つは土砂災害警戒区域、一つは山地災害危険地区、こういった区域を拾いまして、なおかつ将来的に、道路等の開設等によって土砂の搬入等が見込まれる可能性を否定できないところまで含めて、特定盛土等規制区域と指定しまして、現在県では全県下を対象としまして規制区域となっております。

名取委員           区域の指定の中で盛土を行う場合は、許可申請をしなければいけないわけですが、これは申請待ちになってしまうと、不法に盛土が行われることになってしまうと思うので、県としてはその不法に許可申請がないまま盛土が行われないようにするには、どのようなことを考えているのでしょうか。

伊川森林整備課長   まず盛土規制法の適用につきましては、昨年10月28日に今後の規制法の規制

が開始されるということを前提としまして、まず規制区域の公表をしております。これは先ほど説明申し上げました規制区域の指定に係る基礎調査の結果として公表をしているものでございます。

報道発表並びにホームページ等で公表しておりまして、あわせて、この規制区域の調査に係りましては、当該市町村へ繰り返し説明をいたしまして、また県民への説明等もこれまでしてまいりました。

この中で規制法の開始を周知いたしまして、また事業者向けの説明も併せて行う中で、規制開始によって漏れがないような対応を進めているところでございます。

名取委員           あと、その下のほうで、緑色の中間検査申請手数料について伺うのですが、これは工事のどの段階で行う申請なのでしょう。

伊川森林整備課長   盛土等につきましては特に、その崩壊防止を行うためには適切な排水施設等の工事が必要です。

ところが、こういった排水施設工事というのは、工事の完成時には埋設されて不可視部分になってしまうということがありますので、ここは法の規定に基づきまして、こういった不可視部分が適正に行われているかという時点で、中間検査を行うという規定に基づきまして、中間検査をするものでございます。

桐原委員長           本案は、県土整備部関係の議案の審査において、討論及び採決を行います。

**※付託案件 第23号                   山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例廃止の件**

質疑               なし

討論               なし

採決               全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

桐原委員長           執行部から答弁訂正の申出がありました。先ほど第25号令和7年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算の審査における向山委員の質疑の中で、答弁に誤りがありました。執行部より訂正したい旨の申出がありましたので、これを受けることといたします。

渡邊森林政策課長   向山委員から富士急行関係の予算に関する御質問をいただいた際、私から課別説明書、林の33ページの第1款使用料及び手数料のほうに計上されていると御説明させていただきましたが、正しくは第3款財産収入の第1項財産運用収入の中に計上されておりますので、訂正させていただきます。

質疑           なし

**※付託案件 第42号                   林道事業施行に伴う市町村負担の件**

質疑           なし

討論           なし

採決           全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**※所管事項**

質疑に先立ち、執行部から第7号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑

（林政部関係の内容について）

清水委員       林政部関係の内容を何点かお尋ねいたします。

先般、この委員会で山梨県森林整備生産事業協同組合の青年部の方と意見交換したときに、いろいろな要望、意見をいただきました。この前の補正の中で機械の生産性向上みたいなことは話をお聞きしたので分かりましたけども、それ以外の項目が何点かありますので、その項目についてお尋ねいたします。

まず、若手人材の確保というテーマなのですが、当日、若い経営者の方から非常に人を確保することが大変だと、SNSを使ったりホームページを開設したりと、いろいろな情報を機器を使いながらやっているけれども、非常に人を集めるのが大変だという話がありました。

今、人材難はどこでもそうなのですが、県として、こういった人手不足対応に対して、こういった森林整備の関係の経営者に対して、どのような支援を行っているのか、伺います。

堀内林業振興課長   若手人材の確保につきまして、まずは若手だけといいますか、まずは、人材をどう確保していくかというところで、林業への就業を支援しております山梨県林業労働センターと連携をしまして、県内での就職合同説明会の開催ですとか、東京で開催されます就業相談会へ出展するなどしております、これに加えて、労働センターのほうで就職相談のほうに対応してもらっているところでございます。

これ以外に、県としまして、若い世代に林業の魅力を知ってもらうために、伐採現場などの見学ツアーの実施ですとか、就業希望者を対象にしましたインターンシップを実施しているところでございます。

さらに、農林大学校森林学科におきましては、現場で即戦力となる人材育成に取り組んでおりまして、人材確保に努めているところでございます。

清水委員

お聞きすると、この協同組合に入っている若手経営者の経営母体は数人、少ない人は3人ぐらいのような形で、一生懸命毎日頑張っているよと、こういうことでした。

ですから、発信するにも、人、物、金、3要素がなかなかそろわないということで、非常に苦勞されているようです。今お話になった内容で、県としても、ぜひ強力にバックアップをお願いしたいと思います。

次に移ります。その席上、林業は他の産業に比べて労働災害の発生率が高いというお話がありました。これはゆゆしき問題で、安全安心は全てに優先するはずなんですけれども、こういった労働災害が林業は特に多いよという話をお聞きしまして、これをどのように低減していくかというのは大きなテーマだと思います。

それです、ここで言われている労働災害と言われるものが、今までどのようなものがどのくらい発生していて、その対策をどう取ってきたのかということについて、お答えをお願いしたいと思います。

堀内林業振興課長

まず、県内の林業に関する労働災害の発生状況につきましては、長期的には減少傾向にはあるものの、直近10年間の平均発生件数で見ますと15件程度となっております。ちなみに直近、令和6年の発生件数は12件となっております。

労働災害の内容につきまして、全国的な特徴としますと、特に伐採作業中の死亡災害が非常に多いというところが、まず森林林業白書などで挙げられておりまして、さらには経験年数の少ない従事者の方の死亡災害も多いというところが、特徴的なところとして示されているところでございます。

対策としましては、まずこういった林業関係の業界団体としまして、林業木材製造業労働災害防止協会という団体がございまして、山梨県内には支部がございまして、そちらの業界団体と連携をしまして、現場の安全パトロールを継続的に行っているところでございます。

さらに加えまして、先ほどの労働災害の特徴的なところに対処していくために、まずは伐採作業の技能向上というものを目指しまして、経験年数の浅い従事者の方を対象とした技能研修を行っていますほか、さらには、そういった従事者の方の社内教育といえますか、それぞれの職場でのOJTというもののレベルを上げていただけるように、指導者の育成研修を実施してございます。

これらの取組で労働災害がさらに減るように図っていきたいと考えてございます。

清水委員

年平均15件というのは、多いのか少ないのか分かりませんが、いずれにしても、この林業作業で発生した災害が命に直結すると思うのですよね。例えばチェーンソーの事故というのは、直接命に、血管を切って即死だという事例もよくありますけれども、こういうことで、今技能向上とか研修会をやるということは、すごい重要だと思いますけれども、そういった手順の徹底を含めて、使用機器自体の設計変更みたいなもの、もしかしたら発生するかもしれないですね。

そういったメーカーとタイアップした設計へのフィードバックというのも、内容によっては発生するかもしれないというようなことも視点を含めて、今後もこの発生状況の低減に向けて、御努力をお願いしたいと思います。

次に、県産材の需要拡大について意見交換をやったときに、令和元年に立ち上げたウッドチェンジネットワークがあって、それを中心にして県産材の利用促進をやろうという今動きが出ています。

このウッドチェンジネットワークが、昨年ですか、アンケートをしまして、私もそれを見てびっくりしたのですけれども、何で木を使わないのかという問いに対して、答えが、設計施工業者の勧めがなかったから、あるいは木が使えると思っていなかったから、こういう回答がナンバーワンに来ているわけですね。これはすごいことですよ。これだけ県産木材を使おうと言っているながら、実際それを扱っている設計施工業者の勧めがない。

これはものすごくゆゆしき問題であって、なぜこんな状態になったのかということ、を、すごく掘り下げなければならないのかと思っております。

こういうところの必要性をきちんとユーザーに説明して、木でも大丈夫ですよ、強靱化されていますよというようなことをやりながら、県産材の有効活用をやっていくということは、極めて重要なことだと思います。

それで、こうした県産材の利用、建物の木造化に向けて、どのように取り組んでいるのか、その点について、御回答をお願いいたします。

堀内林業振興課長 今、議員から御指摘のありました、アンケートの結果を踏まえまして、商工団体ですとか、設計建設関係団体、林業木材産業関係団体、さらに県も加わりまして構成しておりますウッドチェンジネットワークにおきまして、今年度の活動として、企業経営者を対象にしまして、先ほどの意見にもありましたけど、木造建築ができるのだと、その可能性について認識を深めてもらうために、企業のブランディングと木造建築というテーマを設定しまして、セミナーを開催したところでございます。

さらに、アンケートの中でも、建築士の方ですとか、建築事業者の方から提案がなかったというような、そういった技術者における認知度もまだまだ浅いのではないかと、いうところで、そういった木造建築に対応できるような技術者の育成につなげていくために、建築士ですとか建設事業者を対象としました技術研修会も開催したところでございます。

こちらのウッドチェンジネットワークにつきましては、当然今後も活動を継続していく予定となっております、店舗や事務所などの建築物の建築を検討している事業者に対して、どう具体的にアプローチをかけていくのかと。

さらには、セミナーにお招きしました講師の方からも、今のネットワークを活用した情報発信、戦略的に取り組んでいくべきというような御意見も、会議の中でいただいているところです。

こういった効果的な情報発信を含めまして、よりこういった木造、県産材の利用について認知が深まっていくよう、さらにネットワークの協力も得ながら、普及に努めていきたいと考えているところでございます。

清水委員

木が使えると思っていなかったといったことが、今後絶対に出ないように、ぜひ普及促進をお願いしたいと思います。

それではもう1点お尋ねします。その席上、農業ではスマート農業というのがあって、林業でもスマート林業が行われています。そういう手法を使いながら、生産性を上げていくかということで、その生産性を上げる過程で何か課題がありますかといったときに、通信環境の悪さがあって、これが生産性を阻害していますという、こういう意見があったのですね。

私も初めて林業で通信環境の悪さ、そういうこともあるのかと思ひまして聞いていたんですけども、こういった通信環境に対する課題、こういう課題に対して、県はどのように取り組んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

渡邊森林政策課長 林業の生産性や安全性の向上に向けましては、自動化、遠隔操作化が可能な林業機械の普及が極めて重要であります。特に林業機械の自動化に関しましては、機械の現在の稼働位置を正確に測定する技術が不可欠なものとなります。

このため県では森林総合研究所におきまして、人工衛星からの精度の高い位置情報を安定的に受信し、かつその情報を発信・共有できる基地局を県内に2か所試験的に設置をいたしまして、本県の急峻な地形や森林内での利用に関しまして、利用範囲や方法等についての実証研究を行っております。

こうした基地局の整備につきましては、林業だけではなく、農業、防災等他の分野におきましても極めて有用でありますことから、今後は既に都市部で整備を進めている民間団体とも連携を図りながら、県全域をカバーする配置の計画等を研究してまいります。

（リニア工事に伴う掘削土の不適正管理について）

清水委員

山梨県は森林県でございますので、ぜひ通信環境が悪いなんて言葉が出ないように、今言った全域に整備するということですので、しっかりと推進をお願いしたいと思います。

続きまして、環境・エネルギー部関係の所管を1点質問させていただきます。

先般、新聞紙上にも出まして皆さん御存じだと思うのですが、リニア工事で基準を超過する鉛が含まれた掘削土が不適切に取り扱われたと、こういう記事があって、私も非常にびっくりしたのですが、これは非常に重要な事案だと思います。

今回、不正処理がなぜ発生したのかという発生原因と、それに対してどう対策したのかということをお尋ねいたします。

野中大気水質保全課長 JR東海では、リニアの工事に当たりまして、個々の工区単位で環境保全計画書というものを作りまして、具体的な環境保全数値というものを定めております。

一般的に土壌を掘削した場合、鉛やヒ素などの物質が含まれることがあるため、このJR東海が作った環境保全計画では、掘削土に関しては有害物質による影響が出ないように掘削の段階で試験を行うこととしており、結果が判明するまでは、地面に浸透し

ないように遮水された場所で仮置きするという計画でございました。

ですが、今回は、実際には遮水されていない地面に直置きされていたということでした。

現在、具体的な発生原因、なぜそのような不適正なことをやったのかについては、ＪＲ東海から報告を求めておりまして、今般、出された報告書について我々も内容を精査しているところですが、それによりますと、工事を請け負ったＪＶとＪＲ東海の間で意思疎通が図られず、ＪＶ側が作りまして、具体的な施工計画の中から、先ほど言いました遮水された場所で仮置きするといった環境保全措置の部分の内容が落ちており、それに対してＪＲ東海も気づかずに事業を進めていたとのことでした。

現在、対策としましては、基準超過が判明後、速やかに遮水工の上にそれら掘削土を移動させるなどの是正措置が講じられていることは確認しております。

清水委員

物事は何かエラーが発生すると、必ず原因を調べると、決まっていたけども、守れなかったのか、決まり事がなかったのかとか、そういうことをきちんとやらないと、対策につながらないと思うのですよね。

ですから、県としても、手順がないのだったら、手順を作らせないといけないし、手順が決まっているのだけれどそのとおりでできなかつたら、何でできなかつたのかという、ヒューマンエラー、この前１月１日の飛行機事故もまさにヒューマンエラーですけども、ああいうところをきちんとやるということが再発防止につながると思うのですよね。そこをぜひお願いしたいと思います。

それで、今のお話で、リニア工事でいわゆる重金属といわれるもののがかなり出ていると思うのです。その種類と、今までどのくらいの量が出ていたのかについてお話いただけますか。

野中大気水質保全課長 工事におきまして、土壤汚染対策法の基準を超えるような土壌としては、ヒ素や鉛、セレンといった重金属類が含まれます。こういった土壌が確認された場合、ＪＲ東海では、法に準拠した保管や処分を行っていると考えております。

これまでの状況につきましては、環境影響評価手続の中の間接報告書ですとか、同社が独自に年１回出しております年次報告書の中で、量などを報告しておりますが、トンネル工事においては、これまでに仮置きされている、そういった重金属などを含む土砂については、２１万立米ということになっております。

清水委員

２１万立米ってすごい量だなと思います。それで、その２１万立米がどのようなところで、どんな状態で仮置きされていて、それが最終的にはどういうふうに分、あるいは処理、あるいはどこかに利活用かもしれないけれど、それはどのように計画されているのですか。

野中大気水質保全課長 説明を補足しながらお答えさせていただきます。

まず、今、２１万立米というのはトンネル工事が出たものでして、盆地内の地上部での工事については、先ほど申し上げたとおり、掘削の段階で検査をして、基準を超えた

ものは法に準拠して、汚染土壌処理業という業者がおりますので、そこで処理しております。

トンネル工事のものは21万立米、現在、早川町内に7か所仮置き場所が設けられておりまして、そこできちんと遮水をした上で保管されていて、最終的にはこれら全量をＪＲ東海の富士川町の高下の基地を今作っている最中ですので、その中で全量封じ込めるといような計画になっております。

清水委員 封じ込めるといのは、どういうことをイメージすればいいのですか。

野中大気水質保全課長 これは、遮水構造の中に、ごみの処分場と同じなわけですけれども、遮水された構造の中に土を入れて、前後左右、土の中に全部埋めてしまって、出てくる水については、適正に処理するという格好になっております。

清水委員 それで、そういった処理をしたときに、その処理が適正だと、そこから流れ出る水とかが安全だと思うのですが、定期的にチェックしていくはずですよね。その水質検査とか土壌検査はどのようにやる予定でしょうか。

野中大気水質保全課長 基本的にＪＲ東海がやるものなのですが、というのも、もともとこのトンネルから出た重金属類を含む土壌というものが、土壌汚染対策法の適用を受けないものですので、規制があって行方ではないです。ＪＲ東海とすると自主的な取組でそういうことをやっているという中で、県としてはアセスの環境影響評価の手続の中、ＪＲ東海が行っている月1なりの検査の結果を見ながら対応を見ているというような状況でございます。

清水委員 基本の主体はＪＲ東海が動くのですが、何かあったとき被害を受けるのは山梨県民ですよね、そこで20年か30年後。やはりそのことを考えると、ＪＲ東海がどう動くかというのを毎日ウォッチしながら、きちっと適正に指導していくと、これは山梨県として大きな責務だと思います。ぜひ今後もしっかりやっていただきたいと思います。

（林野火災について）

寺田委員 林政部に林野火災関係の質問をお伺いしたいと思います。

昨今、年末年始から今月、先月、全国的にもそして県内にも林野火災、いわゆる山火事が非常に今年多く発生しているという印象があります。

今なお、大船渡のほうもずっと続いていましたし、ついこの間、大月も長いこと火災が発生しておりました。

これについて、林野火災に関しましては、私も先月、本会議で質問させていただいて、消火の観点からは防災局のほうで答えいただいたのですが、今回は森林の焼失という点で、林政のほうで答えいただきたいのですが、まず大規模な火災が起きたときに、県としてはどのように対応しているのか。

また、焼失した場合、森に関しても県有林だったり国有林、市有林、また民有林と様々あると思いますけれど、どのような対応をしているのかお伺いします。

伊川森林整備課長 まず大規模、火災の発災時の対応でございますが、県では、まず発災時にその情報を速やかに聴取しまして、直ちに、出先機関であります林務環境事務所、こちらが現地に設置されます指揮本部に当たる部署、こちらのほうに職員を派遣しまして、消火活動に必要な森林の情報や、消火に必要な経路等がある場合は林道ですとか作業路ですとか、そういったものの情報提供を行う中で、地上や空中も含めてですけれども、消火活動が速やかに行われるように支援をしております。

次に、これらの被災があった場合の後の対応の部分ですが、被害状況をまず、消火後となりますが、被害の確定を速やかに行いまして、この被害の規模によりまして、10ヘクタール以上の場合につきまして、直ちに国へ報告するとともに、最終的に被害の確定をした後につきましては、被害対策に係る適用可能な事業、こちらを選択しまして、森林の復旧を行っているということでございます。

寺田委員 消火の際も情報提供していただいていると。その後に関しても、やはり、下草だけという場合もあると思うのですが、木自体が焼失したりとか、その間林業ができなかったりとか、先ほど予算でもさんざん話がありましたけれども、こういった厳しい林業の情勢の中で、財産として補償していく、手当てしていくというところももちろんあると思いますし、また、環境というところでも植林とか、その後の対応等も考えていかなければいけないのだと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

伊川森林整備課長 まず被災後の対応としましては、先ほどと重複する部分がございますが、山火事に遭った森林につきましては、下草のみが枯れて、上木がまだ生存している場合ですとか、上木も含めて枯損してしまう場合等がございます。

直ちに枯損、焼失してしまった場合につきましては、その残った木が不安定な状態になってしまうという場合もございますので、伐採の上、新たな植林等の対応を検討しているところです。また、時間差を置いたものにつきましても、同様に上木等が残っている場合は、それを生かしながら、例えば複層林としての整備を進める。ここは森林の状態を把握しながら、適切な森林整備を選択しているところでございます。

また、補償というお話が少し出ましたが、県の立場としましては、予防周知活動の一つとしまして、森林所有者に対しまして、国に関する機関であります森林保険センターというところの森林保険制度、こちらの御案内を差し上げているところでございます。

寺田委員 ぜひ、最近多いので、県、そしてまた市とも連携しながら、その後の対応についても、よくやっていただければと思います。

それはそれとして、やはり火災にならない、山火事を起こさないことが一番大事。どんなに注意してもなかなか難しいと思うんですが、それは当然、火災予防に関しては防災局のほうもやっていることだと思いますけれども、やはり林政部としても、林道整

備だとか防火帯ですとか、また、ハイカーの皆さんへとか、様々な防災対策、山火事予防ということが考えられると思いますが、今、県でどういうお考えかお聞かせいただければと思います。

伊川森林整備課長 まず、防火帯というお話も出ました。県下では、防火線と言われる、上木から特に飛び火をして、それが隣接の林地に火が飛び移る。ここを防ぐための防火線というものですけれども、これの整備につきましては、35か所、県下で4.4キロの防火線の設置がございます。

一方で、こういった災害というのは、やはり未然の防止ということが必要でございますので、予防活動を中心としまして、巡視、パトロール、こちらにつきまして、各林務環境事務所のほうで森林保全巡視指導員、これを委嘱する形で、現在では直近で42名ですが、委嘱しまして、昨年度の実績でいきますと、年間で1,268日ほどの巡視をする中で、火気等の取扱指導について、ハイカーですとか、森林所有者など861件ほどの指導をしている。こういった中で、山火事に対しての注意喚起をしておるところです。

ここで発言を訂正させていただきます。防火線につきましては40キロでした。単位、1つ桁が間違っています。40キロです。

予防につきましては、併せまして、特に山火事が集中します12月から5月、特に3月の初旬1週間につきましては、集中的にパトロール活動をしております。

また、山火事ポスターの掲示や携帯灰皿の配布なども、併せて行っているところでございます。

寺田委員

パトロールもしていただいている。消防も森林パトロールという協力もさせていただいていたり、携帯灰皿は、非常に有効だと思うので、そういった周知もしていただきたいと思います。

ただ、当然、山火事はどこでいつ起きるか分からないところもあるのですが、やはり起きやすい場所もあると思うので、やはり市町村ともしっかりと連携を取りながら、また消防のほうとも連携を取りながら、例えば、いざ初期消火しやすいように獣道ではなくて林道整備を行う。林道があればすぐ消防も入って行ける場合もあったり、消火栓なり防火水槽も置ける。それはやはり消防だけでなく、林政の皆さんとも情報共有しながら山をみんなで守っていく。そして、ハイカーたちとも一緒に、観光も防火も併せて林業を守っていくというようにしていただけたらと思うんですが、最後にいかがでしょうか。

伊川森林整備課長 やはり消火活動に必要なものは、委員御指摘のとおり、道というところでございます。特に林道というのは山の中に入っている道ということで、大変消火活動に重要だということは承知してございます。

なかなか山火事に特化した形での林道整備というのは難しいと思いますが、ただ既設の林道はしっかり維持管理をされておりませんと、こういった消火活動の際に支障が出るということもございますので、この部分につきましては、当然最悪のことを想定し

ながら、適切な維持管理をしながら対応してまいりたいということでございます。

（リニア工事に伴う掘削土の不適正管理について）

名取委員        今、清水委員が質問された、笛吹市でのリニア工事に伴う掘削土の不適切管理について追加でお伺いしたいと思うのですが、新聞報道によりますと、工事現場での掘削土から基準を超える鉛が検出されたのが2月14日とあります。JR東海が県に報告をしたのが2月17日とあるわけですが、これはなぜすぐに報告がされなかったのか、その経過は確認されているのでしょうか。

野中大気水質保全課長    JR東海において土壌検査の結果が判明したのが14日、これが金曜日のことでして、私どもが報告を受けたのが17日、月曜日の朝ですので、期間が開いた理由は土日が挟まったということだと考えております。

名取委員        土日を挟んでの報告ということで、それでいい問題なののでしょうか。緊急性を要することもあると思うのですが、土日を挟んで3日後になったということは、JR東海に対して、県としては何の指摘もしないのでしょうか。

野中大気水質保全課長    JR東海に責を問うということではなく、そういう連絡体系になっていなかったということです。今回の場合は、土日をかけてJR東海が是正に入って改善措置を取っていた最中での報告だったということで、特段その報告が遅れたこと自体は問題だと考えておりませんが、今後のことを考えると、土日でも連絡が取れるような体制は作っておくことはいいことかと思っております。

名取委員        これも新聞報道で見ましたけれども、工事ヤード内に掘削土が仮置きされたのが2月8日と報じられておりますが、この8日から2月14日、JR東海が確認するまでの間、これは違法な状態がずっと放置されていたということでしょうか。

野中大気水質保全課長    違法というのは微妙なのですが、不適正な状態は8日から続いていたということで間違いございません。

名取委員        JR東海が確認するのが14日になったのはなぜでしょう。その8日から14日までの間が不適切に置かれていたという状況が続いたことの問題点はどこにあるのでしょうか。

野中大気水質保全課長    これは単純に土壌の採取をして、検査結果が出るまでの期間でございます。

名取委員        先ほどの土日も含めた連絡体制等とありましたけれども、やはりタイムラグが開かないように対応していただきたいと思っております。

（林野火災について）

次に、これも寺田委員の山林火災に関わる質問に関連してお聞きしたいのですが、この間の特に大規模な県内での山林火災についての被害状況、被害金額や焼失面積等はどうなっているでしょうか。

伊川森林整備課長 複数の山林火災等が発生している中で、現在まだ被害については、面積も含めて確定するための調査をしているところでございますので、被害額については今後確定していく予定でございます。

（峡東談合に伴う公正入札違約金について）

名取委員 林政部の関係で続きますけども、いわゆる峡東談合に伴う公正入札違約金の請求の件です。先日も林政部所管の4社について、権利放棄を認める議案があったわけですが、それ以外の業者の状況、支払いが滞納になっている業者があるのか、また、債権の回収が難しいような状況が起こっているのか、そこについて伺いいたします。

渡邊森林政策課長 先日御説明させていただきました4社以外に、これまでのところ支払いが滞っている業者は、林政部関係ではございません。また、その他の案件もございません。

名取委員 令和8年ぐらいまでが、結構納期ぎりぎり、債権の納入期限の業者もたくさんあったかなと記憶をしているのですが、現在までの支払状況と、もともとの違約金額、そして支払状況、残金、また滞納はないということでしたけれども、滞納があれば滞納状況などを示した事業者別の一覧表を資料として請求したいのですが、委員会として取り計らいをお願いいたします。

桐原委員長 どの範囲ですか。

名取委員 林政部所管の。

桐原委員長 支払い状況とか滞納ですか。滞納はないと先ほども言われているので、順調に支払っている。今現状、払っていて、残っている金額とかという話なのでしょうか。

名取委員 入っているかと思うのですけれども、どの業者が残っているのかということを確認したいです。

桐原委員長 別に払われているということで、この前も説明はあったと思うのですが、先ほどお話されたのは、5年で完済、支払う方と、全部ですけれど、中には10年でという方もあったと思うのですが、残金を知りたいということなんですか。適正に支払いは行われているという答弁ですので、残額を知りたいとかということでもいいですか。

名取委員 そうです。

桐原委員長 執行部にお尋ねします。そのような資料というのは用意できるものなののでしょうか。

渡邊森林政策課長 委員の御指摘の支払いと残金の話だと思いますけれども、先日その御質問がなされて、県土整備部が所管のほうでお答えすると答弁したと伺っておりますが、資料として出すかどうかを含めまして、県土整備部が併せてお答えするという事にさせていただいております。

桐原委員長 それでは、県土整備部の所管で質問していただくということでよろしいでしょうか。

（明野処分場について）

浅川委員 明野処分場、地元ですので改めてお伺いします。

県では環境整備事業団の次期改革プランの策定に向け、明野処分場の将来の見直しを立てるため、水質予測等調査検討委員会を7月に設置したと承知しております。

調査検討委員会では、処分場の専門家による議論が進められたと承知しております。私も参加しました。改めてその検討結果についてお伺いします。

中川環境・エネルギー部技監（環境整備課長事務取扱） 明野処分場については、埋立地から出てきます浸出水に含まれるホウ素とマンガンの2項目が公害防止協定に定める排水基準に適合せず、環境整備事業団の第4次改革プランで予定しておりました令和6年度末の維持管理終了ができなくなりまして、将来の見通しが立たない状況となりました。

これを受けまして、県では調査検討委員会を委員御指摘のように立ち上げまして、処分場浸出水の水質予測と周辺的生活環境への影響予測について、客観的かつ学術的な根拠に基づき、御検討をいただいたところでございます。

その結果でございますけれども、明野処分場の浸出水のホウ素とマンガンが公害防止協定に定める排水基準に適合し、処分場の維持管理を終了するまでに、さらに10年から15年を要するとの予測が示されました。

また、その間、不測の事態が生じ、万が一現状の浸出水と同程度の濃度でホウ素やマンガンを含む放流水が流出したとしても、生活環境保全上の支障が生ずるおそれはないということが示されたところでございます。

浅川委員 質問の前にお答えをいただいたようですけれども、その結果を得て、次期改革プラン、明野処分場の将来計画は、今お話したように、10年から15年とお伺いをしているのですが、これをしっかりもう1回お答えをしていただきたいと思います。

前に、私は部長からも答弁いただいたこともあるのですが、地元で長くこの問題は地域を分断するような問題でございましたし、公害の問題ですから、しっかり対応していただきたいと思います。

中川環境・エネルギー部技監（環境整備課長事務取扱） 調査検討委員会では出されました10年から15年ということで、その間しっかりと、ということで御指摘をいただきました。

この10年から15年というのは、統計的な手法に基づく予測でございますので、

実際の水質モニタリングの結果に基づいて、処分場の廃止まで、県は責任ある立場から事業団とともに、しっかりと維持管理を行ってまいります。

そして、次期改革プランのことですけれども、こちらについては、令和7年度、来年度から4年間の取組として、今月末までに策定いたします。

調査検討委員会の予測結果、先ほども申しましたように、10年から15年を要するということでございます。このため、次期改革プランの4年間で処理が必要となります赤字額というものは、4年間で5億500万円が見込まれておりまして、プラン最終年度の令和10年度末までの累積の赤字額は54億8,700万円が見込まれるということになりました。

こうした状況から、今後とも維持管理コストの縮減を検討し、効率的な運営に努めることなどをプランに明記することとしております。

浅川委員            しっかりやってもらいたいと思いますが、私としては、あそこに雨水が入らないような環境づくりに努めていただければ、いい結果が出るのかなと思いますが、いかがですか。

中川環境・エネルギー部技監（環境整備課長事務取扱）    委員御指摘の埋立地へのキャッピングについては、処分場の廃止にキャッピングというものが影響を及ぼす可能性など、幾つか確認すべき課題はございますが、明野処分場については、効率的な運営に努めていく必要がありますので、北杜市や地域住民に丁寧に説明する中で、委員御指摘の点も含めて、合理的な観点から今後の維持管理の在り方について、しっかりと検討させていただきたいと考えております。

その他            ・ 明3月7日に県土整備部関係の審査を行うこととされた。

以 上

土木森林環境委員長    桐原 正仁